〔民主党〕の部支部政党交付金に係る報告書の要旨（支部分総括）のうち6を次のように改める。

6　支部政党交付金による支出の内訳

経常経費	4,501,236,718
人件費	2,380,544,275
光熱水費	101,428,052
備品・消耗品費	569,571,555
事務所費	1,449,692,836
政治活動費	2,491,829,209
組織活動費	364,592,054
選挙関係費	655,507,192
機関紙誌の発行その他の事業費	1,435,070,727
機関紙誌の発行事業費	427,919,320
宣伝事業費	1,003,229,920
その他の事業費	3,921,487
調査研究費	36,651,166
その他の経費	8,070
合　　計	6,993,065,927

〔民主党〕の部政党交付金・支部政党交付金に係る報告書の要旨（本部分・支部分総括）のうち6を次のように改める。

6　政党交付金による支出・支部政党交付金による支出の内訳

支部政党交付金	7,076,020,000
経常経費	5,550,877,913
人件費	3,034,998,000
光熱水費	117,041,869
備品・消耗品費	639,975,648
事務所費	1,758,862,396
政治活動費	10,026,824,014
組織活動費	696,711,686
選挙関係費	2,677,700,378
機関紙誌の発行その他の事業費	6,266,290,558
機関紙誌の発行事業費	534,692,688
宣伝事業費	5,727,676,383
その他の事業費	3,921,487
調査研究費	386,113,322
その他の経費	8,070
合　　計	22,653,721,927

○総務省告示第四百五十二号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第二項に規定する支部政党交付金の使途等に関する支部報告書及び総括文書について、民主党から訂正の報告があったので、同法第三十一条の規定に基づき、平成二十二年総務省告示第三百五十三号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十二年十二月二十八日　　総務大臣　片山　善博

〔民主党〕の部民主党茨城県参議院選挙区第2総支部のうち7を次のように改める。

7　支部政党交付金による支出の内訳

経常経費	6,376,362
光熱水費	89,811
備品・消耗品費	1,126,661
事務所費	5,159,890
政治活動費	3,623,848
組織活動費	605,315
機関紙誌の発行その他の事業費	2,967,883
機関紙誌の発行事業費	2,834,783
宣伝事業費	133,100
調査研究費	50,650
合　　計	10,000,210

〔民主党〕の部民主党茨城県参議院選挙区第2総支部のうち8中

「一件五万円未満の計　90,297
合　　計　1,125,751」を

「一件五万円未満の計　91,207
合　　計　1,126,661」に、

「一件五万円未満の計　1,610,966
合　　計　5,160,800」を

「一件五万円未満の計　1,610,056
合　　計　5,159,890」に改める。

〔民主党〕の部民主党山梨県参議院選挙区第1総支部のうち6を次のように改める。

6　支部政党交付金による支出の内訳

経常経費	10,035,422
人件費	2,225,600
光熱水費	51,952
備品・消耗品費	2,815,846
事務所費	4,942,024
政治活動費	5,521,498
組織活動費	826,215
機関紙誌の発行その他の事業費	4,683,880
宣伝事業費	4,683,880
調査研究費	11,403
合　　計	15,556,920

〔民主党〕の部民主党山梨県参議院選挙区第1総支部のうち7を次のように改める。

「一件五万円未満の計　1,118,948
合　　計　4,941,814」を

「一件五万円未満の計　1,119,158
合　　計　4,942,024」に、

「一件五万円未満の計　578,247
合　　計　826,425」を

「一件五万円未満の計　578,037
合　　計　826,215」に改める。

〔民主党〕の部民主党岐阜県参議院選挙区第1総支部のうち7中

7　支部政党交付金による支出の内訳

経常経費	8,020,557
人件費	2,572,301
備品・消耗品費	1,666,775
事務所費	3,781,481